

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月2日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金542,784円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年8月9日

(2) 事故発生場所

倉吉市大谷166番地

鳥取県立倉吉農業高等学校敷地内

(3) 事故の状況

鳥取県立倉吉農業高等学校敷地内の職員駐車場において、強風により樹木の幹が裂け、同校所属の職員が自家用自動車の代車として和解の相手方から借り受け、駐車していた小型乗用自動車の上に倒れ、同車両が破損したものである。